

令和3年度版

# 社会保険の 事務手続

## 健康保険

- マイナンバーカードの保険証利用
- オンライン診療の恒久化検討
- 後期高齢者負担割合の見直しへ

## 年金

- 年金額はマイナス0.1%の改定
- 年金額を改定するルールの見直し

## その他

- 社会保険手続の電子申請利用
- 申請様式の押印廃止
- 現物給与にかかる価額について改定



一般財団法人

熊本県社会保険協会

# 健康保険・厚生年金保険の主な事務手続 (P2・P3参照)

- ※ 健康保険(適用関係)と厚生年金保険の手続先は年金事務所、届書等の送付先は福岡広域事務センターです。
- ※ 協会けんぽの健康保険の給付の申請などは、協会けんぽ熊本支部に郵送もしくは窓口で行ってください。
- ※ 組合管掌健康保険、厚生年金基金の加入事業所では、それぞれの保険者に手続が必要です。

|                                                    |                           |                        |     |
|----------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|-----|
| 被保険者資格                                             | 従業員を採用した                  | 被保険者資格取得届★             | P77 |
|                                                    | 被保険者が退職した・死亡した            | 被保険者資格喪失届★             | P82 |
|                                                    | 資格喪失(退職等)後個人で加入を続ける*      | 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書    | P75 |
| *任意継続被保険者の手続先は加入していた健康保険(協会けんぽ都道府県支部または各健康保険組合)です。 |                           |                        |     |
| 標準報酬月額                                             | 定時決定(年1回、1年間の標準報酬月額を決め直す) | 被保険者報酬月額算定基礎届★         | P20 |
|                                                    | 随時改定(昇給などで大幅に給料が変わり決め直す)  | 被保険者報酬月額変更届★           | P43 |
| 標準賞与額                                              | 産前産後休業・育児休業等終了時改定         | 産前産後休業・育児休業等終了時報酬月額変更届 | P56 |
|                                                    | 賞与、期末手当などを支給した            | 被保険者賞与支払届★             | P61 |
| 被扶養者                                               | 被扶養者に異動があった               | 健康保険被扶養者(異動)届★         | P85 |
|                                                    | 被扶養者が国民年金第3号被保険者に該当した     | 国民年金第3号被保険者届(上の届と一体)★  | P81 |
| 被保険者                                               | 産前産後休業を取得                 | 産前産後休業取得者申出書           | P56 |
|                                                    | 育児休業等を取得                  | 育児休業等取得者申出書            | P57 |

- 電子媒体申請：事業主・社会保険労務士が行う上表★印の届書は、電子媒体(CD・DVD)による届出が可能です。届書データは、日本年金機構が提供している「届書作成プログラム」により作成できます(自社システムでも作成可能)。
- 電子申請：事業主等や個人が年金事務所に行う各種申請手続は、原則として電子申請(インターネットを利用した申請)も可能となっています。このとき、電子媒体による届出の「届書作成プログラム」で作成した届書データを利用することもできます。
- ※ 電子媒体申請および電子申請については、日本年金機構ホームページ(および【e-Gov】電子政府の総合窓口)をご参照ください。

## 令和3年度版 社会保険の事務手続・目次

|                  |     |                   |   |
|------------------|-----|-------------------|---|
| ■ 事務センター・年金事務所一覧 | 1   | ■ 熊本県社会保険協会の事業案内  | 4 |
| ■ 主な届書のご案内       | 2・3 | ■ 令和3年度 社会保険トピックス | 9 |

|                            |    |                              |     |
|----------------------------|----|------------------------------|-----|
| <b>I 標準報酬月額の決定と改定</b>      | 13 | <b>5 賞与支払届と標準賞与額</b>         | 60  |
| 1 標準報酬月額                   | 14 | 標準賞与額とは                      | 60  |
| 標準報酬月額とは                   | 14 | 賞与支払届の記載例                    | 62  |
| 入社時の決定と毎年の見直し              | 15 | <b>6 電子媒体・電子申請による届出</b>      | 63  |
| 報酬月額と該当する標準報酬月額(例)         | 18 | 年金事務所への電子媒体(CDなど)による届出       | 63  |
| 標準報酬月額関係通知                 | 19 | 電子媒体による届出の手順                 | 64  |
| <b>2 定時決定と算定基礎届</b>        | 20 | 電子申請による届出                    | 67  |
| 定時決定とは                     | 20 | <b>II 保険料と被保険者期間</b>         | 70  |
| 算定基礎届の準備と確認                | 22 | <b>7 保険料とその納め方</b>           | 71  |
| 支払基礎日数と報酬月額の計算方法           | 23 | 保険料の計算                       | 71  |
| 算定基礎届の記載例                  | 24 | 保険料の納付                       | 74  |
| 短時間就労者の算定方法                | 29 | 休業取得者等の保険料の計算                | 75  |
| 修正平均を出す場合など(保険者算定)         | 30 | <b>8 社会保険の適用手続</b>           | 76  |
| 保険者算定の場合の算定基礎届の記入例         | 31 | 適用事業所とは                      | 76  |
| 年間平均で算定する場合の修正平均           | 36 | 被保険者の資格取得                    | 76  |
| 被保険者の同意・申立書の記載例            | 37 | 被保険者資格Q & A                  | 80  |
| 被保険者報酬月額算定基礎届【まとめ】         | 38 | 国民年金の第3号被保険者の届出は事業主が提出       | 81  |
| 70歳以上の被用者がいる場合             | 40 | <b>9 退職者の手続</b>              | 82  |
| 定時決定…こんな間違いに注意!            | 41 | 被保険者資格の喪失                    | 82  |
| 定時決定Q & A                  | 42 | 退職者には社会保険への加入指導を行います         | 83  |
| <b>3 随時改定と月額変更届</b>        | 43 | <b>10 健康保険の被扶養者</b>          | 84  |
| 随時改定とは                     | 43 | 健康保険の被扶養者とは                  | 84  |
| 月額変更届の記載例                  | 46 | 被扶養者についての手続                  | 85  |
| 月額変更届早見表(昇給の場合)            | 48 | 被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届の記載例 | 86  |
| 随時改定、こんなときは?               | 49 | ■ 健康保険給付一覧                   | 87  |
| 随時改定…こんな間違いに注意!            | 51 | 健康保険の給付                      | 89  |
| 被保険者報酬月額変更届【まとめ】           | 52 | ■ 厚生年金保険給付一覧                 | 98  |
| 随時改定Q & A                  | 54 | 年金の給付                        | 100 |
| <b>4 産前産後休業・育児休業等終了時改定</b> | 56 | 厚生労働大臣が定める現物給与の価額            | 115 |
| 産前産後休業終了時改定とは              | 56 | 標準報酬・保険料月額一覧表 裏表紙            |     |
| 育児休業等終了時改定とは               | 57 |                              |     |
| 産前産後休業終了時報酬月額変更届の記載例       | 58 |                              |     |
| 育児休業等終了時報酬月額変更届の記載例        | 59 |                              |     |

# 健康保険・厚生年金保険 各種申請書の届出先一覧

## 健保給付・任継の届出

全国健康保険協会熊本支部  
〒862-8520  
熊本市中央区水前寺1-20-22

各健康保険組合

- ◆ 健康保険被保険者証再交付申請書
- ◆ 健康保険高齢受給者証再交付申請書

- ◆ 傷病手当金支給申請書
- ◆ 療養費支給申請書
- ◆ 負傷原因届
- ◆ 高額療養費支給申請書
- ◆ 限度額適用認定申請書
- ◆ 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ◆ 特定疾病療養受療証交付申請書
- ◆ 第三者行為による傷病届

- ◆ 出産手当金支給申請書
- ◆ 出産育児一時金支給申請書  
内払金支払依頼書・差額申請書

- ◆ 特定健康診査受診券申請書

- ◆ 埋葬料(費)支給申請書

- ◆ 任意継続被保険者資格取得申出書
- ◆ 任意継続被保険者資格喪失申出書
- ◆ 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

ホームページURL

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

郵送による  
書類提出にご協力  
をお願いいたします

従業員の  
採用

変更・訂正

再交付

給与・賞与

病気・けが・  
入院等

出産・  
育児休業

健康診断

退職・死亡

退職後の保険  
(任意継続)

事業所に  
関するもの

各種申請書の  
ダウンロードは  
こちらから

## 加入・報酬月額の届出

日本年金機構

福岡広域事務センター 〒812-8579  
(センター名と郵便番号だけで届きます)

各健康保険組合 (★を除く)

▼ 被保険者資格取得届

▼ 健康保険被扶養者(異動)届  
(国民年金第3号被保険者関係届書)  
▼ 被扶養配偶者非該当届

▼ 被保険者住所変更届  
▼ 被保険者氏名変更(訂正)届  
▼ 被保険者生年月日訂正届

▼ 年金手帳再交付申請書★

▼ 被保険者報酬月額算定基礎届  
▼ 被保険者報酬月額変更届  
▼ 被保険者賞与支払届  
▼ 70歳以上被用者  
算定基礎・月額変更・賞与支払届★

▼ 産前産後休業取得者申出書  
▼ 育児休業等取得者申出書(新規・延長)  
▼ 厚生年金保険養育期間  
標準報酬月額特例申出書  
▼ 産前産後休業終了時報酬月額変更届  
▼ 育児休業等終了時報酬月額変更届

▼ 被保険者資格喪失届  
▼ 健康保険被保険者証回収不能・  
減失届

▼ 適用事業所所在地・  
名称変更(訂正)届  
▼ 事業所関係変更(訂正)届

ホームページURL

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

# 令和3年度 社会保険トピックス

## マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に

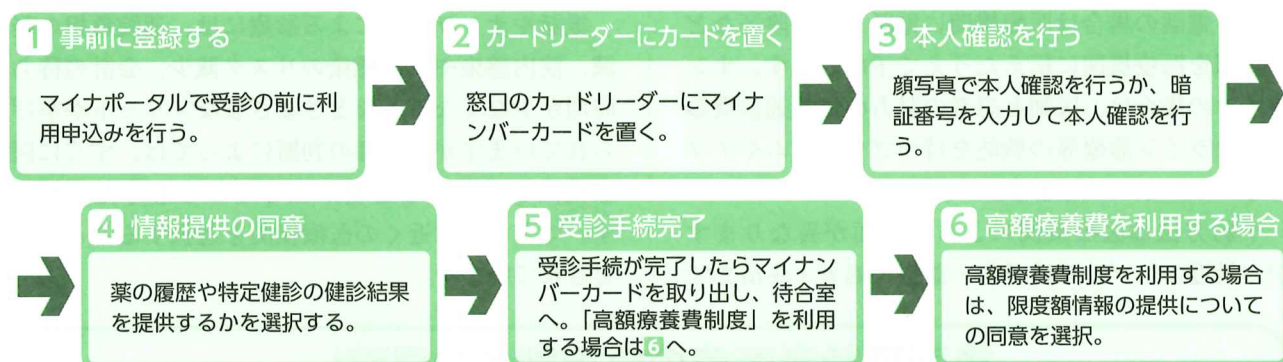
令和3年からマイナンバーカードで医療機関等を受診できるようになります。医療機関や薬局に設置されているカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔写真で本人確認を行う\*ことで受診手続が完了します。マイナンバーカードが健康保険証として使える医療機関等には、窓口で専用のカード

リーダーが設置されていますが、これまでどおり現在使用している健康保険証を提示して受診することもできます。

\*暗証番号で本人確認をすることもできます。

※カードリーダー未設置の医療機関等では健康保険証の提示が必要です。

### ◆受診手順



## マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット

- 保険証の切り替え時でも使える → 就職や転職、引っ越し時も、保険証の切り替えを待たずに受診できます。
- 医療保険の資格確認が早く正確に → オンラインによる資格確認で窓口の事務処理が早く正確になります。
- 書類の持参が不要に → 高額療養費の「限度額適用認定証」などの書類の持参が不要になります。
- 医療保険の事務コスト削減 → 医療保険の請求誤りが減り、保険者等の事務コスト削減につながります。

※このほか、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で、特定健診情報等を確認したり、薬剤情報や医療費情報が閲覧可能になり、領収書がなくても医療費控除の手続きができるようになる予定です。

なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには事前の申込みが必要です。右記3点を準備したうえで、政府のマイナポータルから申込みを行います。また、マイナンバーカードを持っていない場合は、まず「マイナンバーカード交付申請」を行います（スマートフォンやパソコン、街中の証明写真機、郵送により申請可）。

### ●健康保険証として利用する場合の事前準備

- 1 申込者本人の「マイナンバーカード」と、あらかじめ市区町村の窓口で設定した「暗証番号（数字4桁）」
- 2 マイナンバーカード読み取り対応の「スマートフォン」、または「パソコンとICカードリーダー」
- 3 アプリ「マイナポータルAP」のインストール

## 健康保険証の番号が個人単位に

令和3年3月から医療機関等を受診する際に健康保険の資格をオンラインで確認できる「オンライン資格確認」が開始されています。オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号・番号を使って、患者の健康保険の資格情報を医療機関等で即座にオンラインで確認できます。資格の取得や喪失、異動等が生じても最新の資格情報を確認できるため、資格喪失後の健康保険証で

誤って受診するなどの事態を防ぐことができます。

このしくみに対応するために新規に発行される健康保険証には番号に2桁の枝番が追加印字されます。番号が世帯単位から個人単位になり、被保険者・被扶養者それぞれ固有の番号となります。発行済みの健康保険証については2桁の枝番がないものでも従来どおり使用でき、回収等は次の健康保険証の更新までは行われません。

# I

## 標準報酬月額 決定と改定

### 保険料計算のもとになる標準報酬月額とは？

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の実際の報酬を一定区分にあてはめた標準報酬月額で保険料を計算します。

健康保険の出産手当金や傷病手当金、厚生年金の支給額なども、標準報酬月額をもとにして計算されます。

#### 保険料の算定例

| 月  | 実際の報酬    | 3カ月平均額   | 報酬月額(円)<br>以上 未満 | 標準報酬月額(円) | 健康保険<br>標準報酬月額            | 保険料率           | 保険料       |
|----|----------|----------|------------------|-----------|---------------------------|----------------|-----------|
| 4月 | 333,000円 |          | 330,000 350,000  | 340,000   | 360,000円                  | 10.29%         | = 37,044円 |
| 5月 | 366,000円 | 361,000円 | 350,000 370,000  | 360,000   | 被保険者負担: 37,044円÷2=18,522円 |                |           |
| 6月 | 384,000円 |          | 370,000 395,000  | 380,000   |                           |                |           |
|    |          |          |                  |           | 厚生年金保険<br>標準報酬月額          | 保険料率           | 保険料       |
|    |          |          |                  |           | 360,000円                  | 18.3% (H29.9~) | = 65,880円 |
|    |          |          |                  |           | 被保険者負担: 65,880円÷2=32,940円 |                |           |

### 入社時に決定し、毎年見直しします。

各被保険者の標準報酬月額は、まず入社時に決められます（資格取得時決定）。

その後は、毎年4月～6月の報酬月額（平均）で決めなおされます（定時決定）。

報酬が3カ月連続で大幅に変動した場合は、3カ月平均で改定されます（随時改定）。

|                            | 資格取得時決定                                            | 定時決定           | 随時改定                                               |
|----------------------------|----------------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------|
| 事業主が提出する届                  | 資格取得届                                              | 報酬月額算定基礎届      | 報酬月額変更届                                            |
| 有効期間<br>(改定が行われる場合はその前月まで) | 1～5月に決定のとき<br>→その年の8月まで<br>6～12月に決定のとき<br>→翌年の8月まで | 9月から<br>翌年8月まで | 1～6月に改定のとき<br>→その年の8月まで<br>7～12月に改定のとき<br>→翌年の8月まで |



# 健康保険の給付

健康保険の被保険者は病院や診療所等の保険医療機関で診療を受けたときは現物給付で医療等が受けられます。また、傷病で仕事を休んだとき、出産したときなどは健康保険から現金給付が受けられます。被扶養者や退職者、遺族などが受けられる給付もあります。傷病手当金等の健康保険の給付は、全国健康保険協会の各都道府県支部で行います。

## 療養の給付

業務外の事由が原因で傷病になったとき、被保険者や被扶養者は病院や診療所等の保険医療機関で、保険診療を受けられます。これを療養の給付といいます。給付内容は、①診察、②薬剤・治療材料の支給、③処置・手術などの治療、④居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話、その他の看護、⑤病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護です。

美容整形や人間ドックなどの健康診断は療養の給付の対象とはなりませんが、健診の結果、異常が発見されて診療を受けた場合は保険診療となります。

正常出産は保険診療とはなりませんが、異常分べんで診療を受ければ、健康保険の給付が受けられます。被保険者や被扶養者が健康保険の保険診療を受ける場合、健康保険被保険者証（70歳以上75歳未満の方はあわせて高齢受給者証）を保険医療機関等に提出し、次の一部負担金を負担します。

### 一部負担割合

高齢受給者のうち一般と低所得者

2割

義務教育就学後～70歳未満  
高齢受給者のうち  
現役並み所得者

健保・国保とも3割

義務教育就学前

2割

※義務教育就学前とは6歳に達する日以後の最初の3月31日以前、義務教育就学後とは6歳に達する日以後の最初の4月1日以後をいいます。

※現役並み所得者とは、70歳以上の被保険者で診療月の標準報酬月額が28万円以上の人と、その被扶養者で70歳以上の人をいいます。

ただし、標準報酬月額が28万円以上でも、年収が520万円（1人世帯の場合は383万円）に満たない旨を全国健康保険協会に届け出た場合には、現役並み所得者となりません。

## 入院時食事療養費（70歳未満）

被保険者が保険医療機関に入院した場合には、治療に必要な療養の給付とともに、入院時食事療養費として食事の給付が受けられます（被扶養者が入院時に食事療養を受けたときは家族療養費として現物給付）。

この場合には一部負担として、被保険者・被扶養者とも一般1食あたり460円の標準負担額を保険医療機関の窓口で支払います。低所得者（市（区）町村民税の非課税者、減額を受けなければ生活保護法の生活扶助を受けるようになる人）については、標準負担額に減額措置がとられており、申請すれば右表の負担額となります。

### 入院時の食事に係る標準負担額

| 区 分                          |                       | 1食につき |
|------------------------------|-----------------------|-------|
| 一 般                          |                       | 460円  |
| 低所得者<br>（市（区）町村民税<br>非課税世帯等） | 90日<br>以下の入院          | 210円  |
|                              | 91日<br>以上の入院          | 160円  |
|                              | 年金年収80万円以下等の<br>高齢受給者 | 100円  |

| 標準報酬月額等級 |    | 標準報酬月額  | 報 酬 月 額           | 保険料（被保険者負担分） |            | 子ども・子育て<br>拠出金  |       |
|----------|----|---------|-------------------|--------------|------------|-----------------|-------|
|          |    |         |                   | 健康保険         | 厚生年金保険     |                 |       |
| 健保       | 厚年 |         |                   | 協会けんぽ熊本支部    | 一 般        |                 | 0.36% |
|          |    |         |                   | 介護保険<br>非該当  | 介護保険<br>該当 | 平29.9～          | 月額    |
| 1        |    | 58,000  | ～ 62,999          | 2,984.1      | 3,506.1    |                 |       |
| 2        |    | 68,000  | 63,000 ～ 72,999   | 3,498.6      | 4,110.6    |                 |       |
| 3        |    | 78,000  | 73,000 ～ 82,999   | 4,013.1      | 4,715.1    |                 |       |
| 4        | 1  | 88,000  | 83,000 ～ 92,999   | 4,527.6      | 5,319.6    | 8,052.00<br>316 |       |
| 5        | 2  | 98,000  | 93,000 ～ 100,999  | 5,042.1      | 5,924.1    | 8,967.00<br>352 |       |
| 6        | 3  | 104,000 | 101,000 ～ 106,999 | 5,350.8      | 6,286.8    | 9,516.00<br>374 |       |

協会けんぽ熊本支部：令和3年3月分（4月納付分）からの保険料率は10.29%（介護保険第2号被保険者に該当する場合は12.09%）（労使折半）

- (1) 保険料は事業主と被保険者が折半で負担。ただし、健康保険の任意継続被保険者、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者（事業主の同意がないとき）は全額被保険者負担。
- (2) 被保険者負担分に円未満の端数がある場合の取扱い、以下のとおりです。
- ① 事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下のときは切捨てし、50銭をこえるときは切上げて1円となります。
- ② 被保険者が被保険者負担分を事業主に現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満のときは切捨てし、50銭以上のときは切上げて1円となります。
- ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合は、その特約にもとづいて端数処理をすることができます。